

4、 (造像家・寿円日仁(要法寺3代日舒)等の日精上人に対する疑難について。)

一、日精は京都・要法寺の出身で、要法寺流の教義であるいわゆる造仏読誦論、すなわち釈迦仏像を造立し、法華經一部八卷二十八品を全部読誦するという教義を強く主張している。特に釈迦仏像は、実際に大石寺の末寺に安置されるに至っている。日興上人が厳しく禁じられた釈迦仏像の造立・安置という大謗法を犯したわけであるが、このことを貴殿はどのように理解しているのか。

ことは、謗法であるのか謗法ではないのか、という重大問題である。是非、貴殿の認識を明言してほしい。

もし謗法ではないと認識しているのなら、その理由を明示せよ。また、謗法であると認識していながらの発言ならば、どうして日精を擁護するのか。行き詰まりを打開するために、日精とともに除歴を覚悟しての一か八かの賭けなのか。あるいは、それほどの覚悟もない迂闊な発言に過ぎないのか。

貴殿らは日精上人が“造仏読誦論を強く主張している。”と言うが、日精上人は決して造仏家ではない。それどころか、当家の不造不読の化儀を大いに発揚なされていたことが明らかなのである。

すなわち御影堂をはじめ六壺、客殿等、総本山の諸堂に板御本尊や大聖人・日興上人の御影を造立され、大いに富士の正義を発揚された。この一事からも、日精上人が大曼荼羅を正意とされ、宗祖大聖人を根本の仏と拝されていたことが明らかではないか。

たしかに敬台院の造仏を一時的に容認されたことはあるが、それは暫用還廢の意義における化導であって、のちに厳しく造仏を廢されようとした時には、敬台院と不仲になることをも恐れずに折伏をなされたのである。

貴殿が日精上人に造像ありと強く誹謗する根拠は『随宜論』であるが、どこに目をつけているのか。貴殿の読解力は実に乏しい。それは『随宜論』が著述された背景をまったく無視しているからである。なぜならば『随宜論』には、その奥書に、法詔寺に仏像を造立したことにより門徒の真俗が疑難を致す故に本書を著した、とある。すなわち日精上人が積極的に造像を勧められた論ではなく、むしろ造像に関する門下の疑難を会通するために書かれた論だからである。よって、“造仏読誦論を強く主張。”との誹謗は誣言(ぶげん)である。

次に、貴殿は“釈迦仏像は、実際に大石寺の末寺に安置されるに至っている。”と言うが、ではその場所は何処で何時のことなのか。寺名を挙げて明確に論証してみよ。まさか『随宜論』の奥書の末尾に列挙されている寺名を挙げるつもりではあるまい。当該箇所には仏像安置などという記述はどこにもなく、全く根拠とはなり得ないと教えておく。

次に、寿円日仁の『百六箇対見記』が根拠だと主張するなら、『百六箇対見記』の記述内容は、全く信用できないものであることも教えておこう。もしそれが分かっている、しかも宗門からの指摘を顧みることなく“大石寺末寺に造像あり。”の根拠として主張しているのなら、それは貴殿の狡猾(こうかつ)極まりないスリカエ戦法であるから、貴殿は実に卑怯者である。なぜなら、『百六箇対見記』の記述を悪用して、元々からの要法寺の末寺を、大石寺の末寺であるかのようにスリカエて邪難することになるからである。元来、要法寺の末寺であるならば、そこに造像があったとしても不思議はなく、日精上人の造像と誣言することはできないのである。

後にも述べるが、そもそも寿円日仁の記述には、造読家なりの計算が働いており、その言を鵜呑みにすることは危険極まりない。それともさては貴殿ら創価学会の者たちは造読家の言の方を信用するようになったのか。

また、貴殿は、“日興上人が厳しく禁じられた釈迦仏像の造立”、と言うが、日興上人は『五人所破抄』において、強執の機に対しては猶予の御指南を遊ばされている。これは末法万年に及ぶ未来広布の長時に比せば、御在世および封建体制の時代などは、広布の黎明期に当たるとの御判断の上から、たとえ仏像に執着を持つ者ではあっても、正法に対する一分の信心があれば、その信心を大切にされ、誘引教導の道を残されたものであり、これは宗祖日蓮大聖人にも拝される大慈悲の御化導なのである。

かく宗門上古の御化導を拝して見れば、むしろ“厳しく禁”すべきなのは、正法正師の正義の上における大慈悲の善巧方便の御化導に対して、我賢しの慢心の故に、全く信心を失い、反逆誹謗を繰り返す貴殿らのような大謗法者であると告げおくものである。

また、当該箇所における貴殿らの疑難の論拠が日亨上人の御指南であると主張するならば、その御指南を悪用しての疑難は当たらない。なぜなら、日亨上人は、日精上人の御化導について、ある面、誤解なされているからである。そのことについては、後に述べる。

次に、一部読誦に関して一言すれば、日精上人は『日蓮聖人年譜』において、本迹一致と立る門人、一部修行本勝迹劣と立る門人、八品所顕と立つる門人は思慮有る可きなり、其ノ故は一致と云ふ人は開山日昭日朗日向の義をたすけん為に爾か云ふか、されども御書に違する故に師敵対となる、一部修行の人は難行道に落ち正行を遊ばさるゝ御書に背く、八品の衆は観心下山等の御書に違する故に慎みあるべし（富要五 一〇三頁）

と述べられて、一部読誦は難行道に落ち、正行の題目を勧める御書に背くと、一部読誦を明確に否定されている。さらに「延宝九年（一六八一）五月日」の日精上人の御本尊には、

授与之 浜田五郎左衛門法号立行院日進 以自我偈首題法華經一千部成就之故為褒美也

と、浜田五郎左衛門が唱題を一千万遍成就した褒賞として授与する旨の脇書がある。このような脇書があることから判るように、日精上人が信徒達に実際に指導しておられた行法は、法華經一部読誦ではなく、自我偈つまり要品読誦と唱題行であったことが明らかなのである。

以上、日精上人には、根本的に貴殿らが誹謗するとき謗法は全くないと教えておく。

一、因みに堀日亨上人の日精評価は次のように実に厳しい。

日亨上人は日精について、「日精に至りては……遂に造仏読誦を始め全く当時の要山流たらしめたり」とし、更に「日精の如きは私権の利用せらるる限りの末寺に仏像を造立して富士の旧儀を破壊せる」とまで記されている。日精は、まさに要法寺の邪義、謗法を宗内に持ち込んだ張本人であるという認識である。

これら、日亨上人の日精に対する厳しい認識と評価には、教義を守るべき法主がとるはずの厳然たる姿勢が感じられるが、貴殿はどのように考えているか。

貴殿は、『富士宗学要集』第九巻における日亨上人の記述を持ち出し、“堀日亨上人の日精評価は次のように実に厳しい”、“日精は、まさに要法寺の邪義、謗法を宗内に持ち込んだ張本人であるという認識である”などと述べている。

たしかに『富士宗学要集』には、貴殿が引くような日亨上人の記述が見られる。しかしこれらの記述は日亨上人が、寿円日仁の『百六箇対見記』や北山日要の記録と『随宜論』の内容等を重ね合わせることにより、日精上人が造読家であると思込まれたからである。その詳細については以降において述べるが、『随

宜論』は、仏像に執着があった敬台院という大檀那を誘引し開覚せしめるという特殊な状況においての書である。また『富士宗学要集』掲載の『日蓮聖人年譜』には、日精上人に対して批判的な日亨上人の頭注が付されているが、『日蓮聖人年譜』において日精上人は、要法寺日辰の義を批判し破折されている。日精上人が自ら『日蓮聖人年譜』で日辰の三大秘法義を破折されていることは、日精上人が造読家ではないことの明証である。さらに寿円日仁は、日精上人に対して批判的であり、また『百六箇対見記』の記述には日精上人の大曼荼羅御本尊造立を隠していることが明白であるから、その心理からも造像の記述をそのまま信用することはできない。

日亨上人の、

日精に至りては.....遂に造仏読誦を始め全く当時の要山流たらしめたり（富要九六九頁）

日精の如きは私権の利用せらるる限りの末寺に仏像を造立して富士の旧儀を破壊せる（富要九 五九頁）

との見解も、『百六箇対見記』等の記述から、日精上人が末寺に仏像を造立されたと判断されたのである。しかし、日亨上人の御見解の根拠となった日仁の『百六箇対見記』は、次に検証するが、記述内容に数々の欺瞞が存在し、信憑性のないことが明らかである。また、それに類する内容の北山日要の寺社奉行所への訴状も、正式な訴状として採用されていないことや、日要の造像家としての魂胆が当然あるだろうことを考える時、その記述が信用に値するとは到底言えず、日精上人が造像家であるとの根拠になりえない。

要するに、日亨上人が『富士宗学要集』において日精上人を批判されたのは、恐れ多いことであるが、これらの書の記述によって日精上人が造読家であると誤解されたからであり、無論大石寺の末寺における仏像造立などは全くなかったのである。

したがって、日精上人が謗法であるなどと言うべきでない。また、日亨上人が日精上人を批判なされたといっても、それは貴殿らが認めるとおり、仏法久住のために見解を述べられたのである。「よしの髓から天井をのぞく」というように、貴殿らの狭い料簡（りょうけん）では物事を正しく見ることはできないのである。

一、また、日亨上人が「日俊已来此を撤廃して肅清に努めたる」と述べられているように、日精の謗法は後の日俊法主になってから撤廃されていくわけであるが、この事実を貴殿はどのように思うのか。日精自身に謗法撤廃の意志がなかったのではないか。あるいは、日精在任中には日精の圧力で謗法の撤廃ができない状況が続いたからではないのか。

貴殿は“日精の謗法は後の日俊法主になってから撤廃されていく、”というが、日精上人には謗法などなかったのであるから、“撤廃”の事実はない。日亨上人は、日精上人に対して処々に厳しい批判の文言を残されているが、謗法とまで仰せられた箇所はない。

日亨上人の日精上人批判は、先にも述べたが一往、要法寺寿円日仁の『百六箇対見記』の付録の記述によられたのである。しかし、寿円日仁は造読家であって、しかもその記述は元禄十一年(日精上人御遷化後十五年)の頃、大石寺の僧侶が要法寺の造読を破折したことについて、大石寺および富士各山にも造読があったとして反論し、大石寺には造読を破折する正当性はないと主張するものである。

問題はかかる状況の中で著されたこの文書が果して信用に値するものか。たとえ大石寺に批判的な反論の文書であっても、正直な人物の記述であれば、その主張を無下にはできない。しかるに日仁のこの文書には次のように記されている。一、付たり寛永年中江戸法詔寺の造仏千部あり、時の大石の住持は日盈上人後会津実成寺に移りて遷化す法詔寺の住持は日精上人、鎌倉鏡台寺の両尊四菩薩御高祖の影、後に細草檀林本堂の像なり、牛島常泉寺久米原等の五箇寺並に造仏す、又下谷常在寺の造仏は日精上人造立主、実成寺両尊の後響、精師御施主、又京要法寺本堂再興の時日精上人度々の助力有り、然るに日俊上の時下谷の諸木像両尊等土蔵に隠し常泉寺の両尊を持仏堂へかくし（隠）たり、日俊上は予が法兄なれども曾て其所以を聞かず、元禄第十一の比大石寺門流僧要法の造仏を破す一笑々々。（富要九 七〇頁）

まず最初の「寛永年中江戸法詔寺の造仏千部あり」との記述は『随宜論』に述べられた法詔寺での造仏を裏付けるかのようなものである。しかし、次の細草檀林については、延宝六年十月に日精上人が、日蓮大聖人の御本尊を細草遠露寺の常住板御本尊として造立されているにもかかわらず、これについては書かれていない。常在寺については、延宝八年八月に日精上人が、日蓮大聖人の御本尊を本堂の板御本尊として造立され、しかも日蓮大聖人の御影が日精上人によって御開眼されているが、この御本尊のことも御影のことも書かれていない。御影が安置されていれば仏像は存在し得ないから、この点は嘘であることが明白である。つまり常在寺に仏像があったなどという根拠はどこにもないのである。日精上人の御存生中である延宝八年に大曼荼羅と御影の安置が確実なのであるから、万が一、それ以前に仏像撤去の事実があったと仮定しても、それは日精上人御自身がされたのであって第二十二世日俊上人が撤廃したというのにはあり得ないことである。

このように寿円日仁の記述は一見すると様々な事例を丁寧に挙げているかのようであるが、実際には日精上人の大曼荼羅や御影安置という正しい化儀を隠して書いていないのである。

この二件の間に書かれている常泉寺久米原の箇所も、久米原妙本寺の信徒が、延宝九年五月に自我偈を助行として一千万遍の唱題行を成就した褒賞として、日精上人から大曼荼羅御本尊を頂戴しており、この御本尊も現存しているから、当時日精上人は一部読誦ではなく要品読誦であり、しかも盛んに唱題行を奨励されていたことが明らかである。このことを常在寺で日精上人の訾咳に接した日仁が知らないはずはない。しかし、そのようなことは当然書いていない。一千万遍の唱題行を実行したことが確認できる信徒は金沢の信徒にもいるから、これらは氷山の一角であって、その底辺には信徒がこぞって唱題につく唱題と、その歡喜をもって折伏に励んだ姿が隠れているのである。

このように大曼荼羅中心で唱題・折伏第一という現在でも確認できる日精上人の御本尊ならびに修行という化儀の事実と、『日蓮聖人年譜』で要法寺日辰の間違った三大秘法義を破折しておられる日精上人の教義理解の甚深なることを考え合わせるとき、そこから浮かび上がる日精上人像は、日蓮大聖人、日興上人以来の血脈法水を稟けられ、甚深の御内証を所持された崇高なお姿なのである。

では日仁は、なぜこのような事実と反する記述を残したのであろうか。その理由は日仁が造読家だからである。日仁の執筆の動機は、大石寺から要法寺の造仏読誦を破折されたために、なんとか造仏読誦を正当化したい、ということにあり、そのために事実を曲げて書き記しているのである。一見正直そうに書いているが、じつは狡猾である。日仁は『百六箇対見記』等を著すなど博学なのであるが、それだけになおさら罪深いといえよう。

この寿円日仁の記述は、約八十数年以前よりの大石寺と要法寺との通用という特殊な状況の中で、日精上人が要法寺系の僧俗を包容しつつ造仏廃棄へと慈折善導されていた御化導を歪曲して、あたかも日精上人が造仏読誦を唱導していたかのように表現することによって、要法寺の造仏読誦を正当化しているのである。

日亨上人は、唯授一人の血脈伝承というお立場から、日精上人を根本的には信じておられたことは言うまでもない。しかし『日蓮聖人年譜』等の誤解があられたために、不可解な思いは残されつつも、こうした日仁の記述を否定し、諸人を納得させるだけの資料が揃わず、やむなく学問的立場の上から注意批判の言を残されたと拝される。

次に貴殿は“日精自身に謗法撤廃の意志がなかったのではないか。あるいは、日精在任中には日精の圧力で謗法の撤廃ができない状況が続いたからではないのか、”と言うが、日精上人の化儀はまぎれもなく当家のものであり、貴殿の考えは妄想に過ぎないと言っておく。

したがって日亨上人の日精上人に対する批判は、そもそも誤解に基づくものであるから、この説は日亨上人におかれては取り消しを希望されていると拝すべきである。かの日寛上人におかれてさえ『三重秘伝抄』の冒頭において、
敢えて未治の本を留むること莫かれ。(六巻抄三頁)

と仰せになり、自著に未校正にして不本意・不完全な本が存れば、保存することのないよう念記しておられる。この日寛上人の御意は、令法久住の本意にそぐわないものが残れば、その本や、一文によって後の者が迷うことを懸念されたものと拝せられる。令法久住のために執筆活動を専一にせられた日亨上人におかれても同様と拝察申し上げる。『富士宗学要集』は決して未治の本ではないが、後世の研究により真実が明らかになったならば、学的研究の正確さを尊ばれた日亨上人である、その部分については、必ずや訂正を希望されていると拝する。それを貴殿たちが邪意に染まった醜い野望のために、血脈否定の道具として乱用していることに対して、日亨上人の御嘆きとお憤りは如何ばかりかと拝察するものである。

そもそも要法寺の寿円日仁は、日精上人の御事について、『当今現証録』に、
大石寺日精は当寺日瑤師の弟子なりしが、学を志し関東に下る。資縁不如意にして紙子にて一夜の寒を凌ぐ程の貧僧なり、常に紙子を着す、仍って沼田・宮谷の所化は紙子了賢と呼ぶ。故子賢謂ふ、当宗は易行なり十一日より十七日迄、或は失念せば十二日より十八日迄、身行清浄小読誦三年の間これを行じたり、此年阿州太守の母儀敬台院の資助有って相応過分の所化となりぬ。医師・小姓侍迄勤檀節召遣ふたり(本宗史綱六一三頁)

と記している。この「紙子(かみこ)」というのは、和紙でつくられた着物である。日精上人の御事を布ではなく紙子を着るような貧僧であったのが、敬台院の帰依を得て分に過ぎた所化となったと軽侮しているのである。

このように寿円日仁は、『百六箇対見記』の記述もそうであるが、大石寺と日精上人を快く思っていなかったのである。

この原因は、第一に、寿円日仁が大石寺の唯授一人の血脈を尊信できなかったことによる。

第二に、そのために『百六箇対見記』に見られるように、文上に拘泥する日辰摺りの邪義に酔い、大石寺の文底の正義が信解できなかったのである。

第三に、日精上人が要法寺の末寺であった妙縁寺を大石寺の末寺分として公儀へ書き付けを提出したことに、大いに不満を懐いたためと思われる。つまり大石寺と要法寺が親密であったときは問題はなかったが、要法寺は造読家が貫首として台頭するのに伴って、化儀化法に大石寺と摩擦を生ずるようになった。妙縁寺の籍が大石寺になっていることは、要法寺からすれば江戸の拠点が大石寺に支配されてしまったわけで、造読の化儀を布教しようにも、その足がかりを失ってしまったことになる。このことは造読家の寿円日仁にとって一大痛恨事であり、その不便さが恨みとなったのであろう。このように日精上人が妙縁寺を大石寺末として公儀に届けられていたことは、その後の江戸の布教において、要法寺の造読義の影響を遮る上で実に大きな意義があったと思われる。

このようなわけで寿円日仁は大石寺に背反していたのであるが、日精上人等の御法主上人方は、その造読義と、なによりも大聖人の血脈に対する不遜な邪念を哀れみ、慈折善導されたことであろう。しかし寿円日仁はついに信伏随従することができなかつたのである。

貴殿らの日亨上人を利用した日精上人に対する史実曲解の疑難誹謗は、寿円日仁をはるかに越える大謗法であると知れ。

一、また教学的には、二十六世日寛上人に至ってようやく日精導入の要法寺流邪義を清算できたのではないのか。

日亨上人は「日寛の出世に依りて富士の宗義は一層の鮮明を加へたるを以って要山本末に不造不読の影響甚だしく通用に動揺を生ぜり」と言われている。日寛上人が造仏読誦論を破折する「末法相應抄」を著すに至って、要法寺の影響は教学的にも完全に払拭されたわけだが、この間、約四十年を要している。貴殿は日精が宗門史に残した悪影響についてどのように考えているのか。

貴殿は、“二十六世日寛上人に至ってようやく日精導入の要法寺流邪義を清算できた。”などと、あたかも日精上人が要法寺流の邪義を導入したかのごとく言っているが、それはまったくの虚言である。『日蓮聖人年譜』において日辰の邪義が破折されているように、日精上人にはもとより“邪義”はない。この疑難は、貴殿らの完全な作り話である。

日亨上人の記述の御意は、

「日寛上人の『末法相應抄』等に代表される造仏・一部読誦の破折により、要山本末、つまり要法寺の本寺末寺において造読家の反発を招くほど、その影響が著しく、大石寺との通用に動揺を生ぜしめた」

というものである。これは、大石寺の本末について述べられたものではない。貴殿は、それを故意に混同せしめて、まるで大石寺の本末において、“要法寺の影響”が“教学的に払拭”されるのに四十年も要したかのように仕立て上げているのである。貴殿らは、どこまで腐っているのか。しかも最後に、厚顔無恥にも、“日精が宗門史に残した悪影響についてどのように考えているのか。”と邪難するとは何たる言い草か。狡猾にも程があると言っておく。

5、 (方便の書『随宜論』の真意)

一、また、日精は、彼の謗法について信徒から糾弾された時に、造仏読誦論を正当化する「随宜論」という書まで著している。貴殿が編纂した「富士年表」によると、「随宜論」が著された寛永十年（一六三三年）は日精が登座した年の翌年である。いわば法主としての最初の仕事として、臆面もなく造仏読誦論を展開し、しかも、それをもって宗内を説得しようとしたのである。まさに確信犯と言わざるを得ない。

この「随宜論」について、まず、貴殿自身は同書をどのように評価しているのか。因みに三十一世日因法主は、この「随宜論」の巻末に「精師御所存八当家実義と大相違也」と筆を加えている。教義を守るべき法主としては当然の言であると思うが、貴殿の所感はいかがなものか。いずれにしても貴殿自身の「随宜論」評価を是非とも明確にしてほしい。

また、法主が謗法を正当化する著作を著すということは、いかなる罪に当たるのか。私には、「除歴」に相当する計り知れない大罪であると思われるが、貴殿はどのように考えるか。また、仮にも現在、法主の座にいる者としてどう処置するつもりか。明確に答えてもらいたい。

貴殿は「日精は、彼の謗法について信徒から糾弾された時に造仏読誦論を正当化する『随宜論』という書まで著している」と短絡的に述べるが、『随宜論』については日精上人の御化導全体を拝さなければ、その御真意を窺うことはできない。なぜなら、実際に日精上人の化に浴した方々の中で、敬台院は特殊な例外であり、むしろ日精上人より教化を受けた方々は、大曼荼羅御本尊を根本とした、純粹大石寺教学を学び、死にものぐるいで自行化他の信心に励んでおられる、そのような姿しか浮かび上がってこないからである。

そこで、先にも引用したが、日精上人を始めとする御歴代上人より直接甚深の御指南を賜った、金沢信徒・福原式治の『秘釈独見』の記述より、日精上人の御化導の一端を紐解くこととする。まず、

日精上人は、人、壱人をすすめ入れん功德は八万四千体之白仏を造り供養する功德にも増し候と御示しにて候。壱人仏種を取り候へば、其壱人の身之内に八万四千之煩惱と申す眷属、皆心王とともに仏に成り候也。然れば薄仏は八万四千木にて造りたるにて候。一人を受法させては八万四千の生き仏を造るに成り候ゆへに功德大きにすぐれ候との御事にも候。何とぞ成す可き縁のある御方は、一人にて御同門に御すすめ成さるべき御志深く候へかしと存じ奉り候。御親子の間、又は妻子兄弟御眷属方は申すにも及ばず候。穴賢穴賢。

との記述がある。この日精上人の御指南は、はじめの引用と同趣旨であるが、さらに詳細である。つまり、「一人を折伏するということは、折伏相手の八万四千の煩惱がそのまま八万四千体の生身の仏となるのであり、八万四千の木の薄仏を造る功德より大いに勝れるのである。故に縁のあるところ、一人でも多くの折伏を深く志さねばならない。妻子兄弟眷属は言うまでもない」と、いうものである。この御指南を受けた福原式治は折伏に大奮起し、逆境の中、死にものぐるいの折伏を行ずるのである。

この記述により明らかなことは、日精上人が、当時、仏教信仰の化儀として、一般的に諸宗が用いる方法であった造仏読誦に執着がある人に対しては、その説得として「一人折伏する功德は、折伏した相手一人が、八万四千体の生き仏となるのだから、木の薄仏を八万四千体造る功德よりも遥かに勝れる」と仰せられ、造仏への執着を捨てるよう教導されていたという事実である。さらに『秘釈独見』の御歴代上人忌日表の日精上人の項には、

此の御時代より在家御弘法の為に御本尊を御授与也

と、記されている。この記述が意味するところは、日精上人以前にも在家授与の御本尊は存したが、特に日精上人の時代より、信徒にも御本尊が多く授与され、ともすれば化儀が乱れがちであった信徒にあっても大曼荼羅正意の化儀を徹底されていったということである。

さらに『秘釈独見』には、これを記した福原式治はじめ、その縁者八名、計九名に日精上人書写の御本尊が授与された事実が記されている。このことから福原式治は日精上人にしばしばお目にかかり、直接、様々な御指南を賜ったであろうことが伺えるのである。つまり、先の造仏制止の御指南は日精上人から直接賜ったものなのである。

以上の『秘釈独見』の記述が意味するものは、日精上人の御教導が大曼荼羅正意の純然大石寺教学であったこと。これは全く疑う余地がないのである。

貴殿は次の『秘釈独見』御歴代上人忌日表、末尾の記述を心して読め。問うて云く、此の御歴代、聖人以後の伝上の内にては何れはたっとく御座す耶。答えて云く、何れも崇めずと。(中略)御歴代 の伝上に何れたっときと云う事はなき也。御相承ある故に皆たっとし。能々思うべし。人に依るときは御相承を軽しむるになる也。是大謗法の重罪也。

(大石寺御歴代上人)

と、即ち御歴代上人にあっては血脈付法の故に、全ての御法主上人が等しく尊いと記されている。もし日精上人が、ある時は造仏、ある時は大曼荼羅など、首尾一貫しない御指南をされていたとしたら「御相承ある故に皆たっとし。能々思うべし」とは絶対ならないはずである。この、御歴代上人は血脈付法の故に等しく尊いと、福原式治の血脈に対する尊信の言葉、かつての池田大作の言葉と文面は似ていても、その心根は比ぶべくもない。

すなわち、日精上人の御指南は大曼荼羅正意で一貫していたことが疑いないのである。

このような視点に立って、日精上人が一往造仏擁護の『随宜論』を認められた意義を教えよう。

そもそも日精上人はなぜ御自身の大曼荼羅正意の御化導と食い違う『随宜論』を認められたのであろうか。その意義は奥書に記されている。つまり『随宜論』には、

予法詔寺建立の翌年仏像を造立す、茲に因って門徒の真俗疑難を到す

と奥書されている。この記述については、当時の経緯を慎重に見極めなければならぬ。すなわち、法詔寺は敬台院が建立寄進したとはいえ、寺院運営の全権が住職である日精上人に存したかといえ、そうではない。なぜなら、後年、敬台院が日精上人と不仲になり、住職・日精上人は法詔寺を退出せざるをえなかったものであり、さらにまた、法詔寺は敬台院が徳島に赴くのにともない、敬台院として徳島に移動させてしまうのである。このようなことから法詔寺は宗門に寄進した寺院というよりは、敬台院の私寺・所有物という性質が色濃く窺えるのである。事実、敬台院が大石寺にあてた文書に、

法詔寺の住寺(持)は日詔にて候まゝ寺につき(附)申し候諸道具の書付の通りは日詔請取申し候はんまゝ(日詔は敬台院のこと・富要八 五八頁)

との記述がある。この文書は日付のみの記載で年号が記されていないが、寛永十七年と推測されている。この時、法詔寺の住職は日感と思われるが、敬台院は日感をさしおいて、堂々と住持(住職)を名乗って大石寺に文書を送付している。すなわち法詔寺の実質的な支配権は、紛れもなく敬台院に存したのである。

翻って、法詔寺の仏像造立は落慶の翌年となっているが、なぜ翌年に行われたのか。寺を建立するのに、本尊が定まっていなかったということもありえない。当初より本尊として仏像安置が予定されていれば準備期間としては十分すぎるほどある。つまり落慶翌年の仏像造立は、敬台院には仏像造立の意志があったが、住職である日精上人がそれを許さなかったため、落慶時には仏像はなかったのだ。

る。しかし寄進者の敬台院がどうしてもそれでは飽きたらずに、結局仏像が安置されたというのが真相であろう。

つまり、法詔寺の仏像は日精上人が御自分の意志で造立したのではなく、敬台院が日精上人に無理強いして造立したと見るべきである。

そして、日精上人が『随宜論』を著された真意であるが、ともかく法詔寺に仏像が安置されたことで、門徒よりさまざまな批判的な意見が噴出した。この批判は敬台院に向けられたものだったのか、日精上人に向けられたものだったのか。恐らくは前者、敬台院であったと思われる。なぜなら、法詔寺の正式名は「敬台山法詔寺」と言い、敬台院の名が冠されていた。その名が示すとおり敬台院の私寺であることは誰の目にも明らかであった。そして敬台院は自分の寺に向けられた「造仏謗法」との批判を絶対に許さなかったのである。なぜなら、次の敬台院の文書に、敬台院の性格の一端を窺うことができる。

此まんだら は見申す度毎にあくしん（悪心）もまし（増）候まゝ衆中の内に帰し申し候（日精上人筆御本尊 富要八 五八頁）

とある。寛永十七年頃の敬台院は、おそらく信仰的な部分で日精上人と衝突し、日精上人書写の御本尊を拝すると悪心が生ずる、よって日精上人の御本尊は返却するとまで述べている。ここに、逆上すると信仰の筋目すら見誤るといふ、敬台院の直情型の性格が窺えるのである。日精上人の御本尊を拝して悪心が生ずるまでに、衝突した原因とは何か。考えうる一番の原因は敬台院の造像義に対して、それを改めるべくなされた日精上人の善導である。おそらく日精上人は、一度は方便として造像を許しても、後に敬台院を本義に導こうと仏像を取り除こうとされたと思われる。しかし敬台院は日精上人の御指南を素直に聞き入れようとはしなかった。まして門徒の僧俗が、自分や、その行動を批判しているとなれば、我慢ならないことであつたであろう。

そこで日精上人は何とかその批判を一端ねじ伏せるなり、敬台院の怒りを沈めるなりする必要があつたのである。先に挙げた『随宜論』奥書には、日精上人が造像を行ったと記されているが、諸の状況より敬台院の意志で仏像を造立したことは間違いのないところである。しかし、敬台院は、やんごとなき身分である。門徒の僧俗がこぞって敬台院を批判すれば、收拾のつかない事態を招きかねない。故に、敬台院への批判をかわすため、事態を收拾し宗門を守るため、一時の方便として『随宜論』という造像擁護の書を著す必要が生じたのである。そして、敬台院に造仏は謗法ではないとの方便を構えて納得させ、また批判する僧俗にも示して、造像は自分がやったことであると、批判を一身に受けられたのである。しかし、これはあくまで護法を志された上での一時的な措置である。

また、『随宜論』は一見、造像を擁護する内容に思われるが、『随宜論』を根拠に造像を行わんとすれば、その最後に、

然らば富山の立義は造らずして戒壇の勅許を待ちて而して後に三ヶの大事一度に成就為す可きなり（中略）願くは後来の学者二義を和会せば造不造は違ふ所無くして永く謗法を停止して自他共に成仏を期すのみ

とある。つまり富士の義は、広宣流布の時に仏像を造るのだからそれまでは造るべきではない、仏像の造の義は本門寺建立以後にあり、不造の義は本門寺建立以前にある。造・不造の義は違えてはいけない、つまり『四菩薩造立抄』の造像制止の御指南の構格と同様、未来広宣流布の時に事寄せて仏像造立にブレーキをかけ、本門寺建立以前は仏像を造立できなくしているのである。そして造像の謗法を停止して自他共に成仏を期す、と仰せられている。

また本仏義についても、『随宜論』には、

元祖日蓮聖人は上行菩薩の後身なり。此の故に内證を論ぜば自受用報身如来なり。又本門四依の内初依の導師なる故、又餘仏なり。又下種の仏とも云う可き歟と述べられている。即ち日蓮大聖人の御内証を論じて自受用報身如来であると仰せられて、当家の本仏義を了解されていることを述べられているのである。当家独歩の宗祖本仏義に到達されている方が、造像家であるはずはないのである。

また、日精上人が『随宜論』を著された結果として、造仏の義に惑う者が増えたり造像が盛んになったかと言えば、門下はその影響を全く受けていない。仮に日精上人が造像義を正義だとお考えになられたなら、門下に造像を広く浸透させることも可能だったはずである。しかし大曼荼羅正意の正義が揺らいだという史実も全く伝えられていない。日精上人は血脈の深義に基づく数々の御著述をされ、また後に詳しく述べるが『日蓮聖人年譜』では日辰の三大秘法義を破折されるという知徳を具えた方である。本心から造像が正しいと思っているならば、造像義を展開なされるはずである。しかし『随宜論』の造像義は全く当家の法門と、水と油のように相反するものであり、その結果、その義が用いられることなく今日まで来たのである。即ち『随宜論』は一つの文書として大石寺に残っていたというだけで、門下には全くその影響が出なかったのである。

以上のことから『随宜論』は、敬台院に対する門徒真俗の批判をかわす目的のためだけに著された方便の文書と考えることが至当である。

よって貴殿が“三十一世日因法主は、この「随宜論」の巻末に「精師御所存八当家実義と大相違也」と筆を加えている。教義を守るべき法主としては当然の言である。”と日因上人の言を挙げて日精上人を侮辱するが、勘違いするものではない。日因上人が注記されたのは、末弟がその表面上の文のみを見て、造像義を用いないようにとの令法久住・広宣流布へのお志からである。日精上人もまた、弟子の育成、信徒の教導、また当時の政情、敬台院等の特殊な檀越への教導、あらゆる方向に目を配りながら、疲弊した大石寺を復興へと導かれたのである。つまり日精上人のお心も令法久住・広宣流布のためである。日精上人・日因上人とも同じ志からのお振る舞いであり日精上人が“謗法を正当化”したなどということではないのである。

また日精上人は、敬台院という機根をどのように思われていたであろうか。日精上人は信徒御授与の御本尊の多くに、「日蓮在御判」の脇に「日興聖人」と記されている。恐れ多いことながら、この御意を拝察すれば、「大聖人の仏法は全て日興上人に血脈相承され、またその血脈は日興上人の付弟である十七世の日精に厳然と伝えられている」と、そのことを明確に御表示されたものではないだろうか。日興上人の付弟として、敬台院のような特殊な機根に対しては、どのように化導したらよいか、特に日興上人の御意を深く深く拝されたはずである。そして、慈悲の上から敬台院を何とか導こうと『五人所破抄』の、
是継子一旦の寵愛、月を待つ片時の蛍光か。執する者は尚強ひて帰依を致さんと欲せば、須く四菩薩を加ふべし、敢へて一仏を用ゆること勿れ云云。（新編一八七九頁）

との日興上人の御指南を拝され、仏像への執着が断ち切れない敬台院を導くため、四菩薩と共に仏像を置くことを許されたのである。それでも大曼荼羅が撤廃されたわけではなく、大曼荼羅の左右に釈迦・多宝・四菩薩が置かれたと思われる。

このように、日精上人は敬台院が特殊な立場の信徒であったこと。また造仏強執の機根であったこと。これらに鑑み善巧方便として造仏を許可する『随宜論』を著されたのである。

大聖人・日興上人以来の血脈が、日精上人、また中興日寛上人等を経て、御当代日顕上人に厳然と伝承され、日蓮正宗僧俗が現在も大聖人の仏法の功德に浴している現実をどう受け止めるのか。かつては創価学会も、日精上人が十七世の御法主上人として伝持された血脈によって、大聖人の仏法の功德を受けたのではないのか。貴殿が“法主が謗法を正当化する著作を著すということは、いかなる罪に当たるのか。”“「除歴」に相当する計り知れない大罪である。”などと述べることは、創価学会が、かつては日蓮正宗の信徒団体として発足したという、その根本を完全に忘れて捨て去ることであり、仏法を騙り、金を集め、政治権力を獲得

するためだけの、似非（えせ）仏教団体であることを宣言していることにほかならないことを知れ。

6、 (御歴代上人の日精上人の御徳顕揚。)

一、平成二年以来、貴殿は時局協議会文書作成班一班（以下「時局班」と呼ぶ）なるものに幾度も日精擁護の文書を繰り返し作らせてきた。平成三年九月、平成五年二月、そして平成九年十一月と実に三回も機関紙誌に発表させている。日精の謗法問題の釈明についての貴殿の異常なる執着ぶりは宗内にも広く知られている。貴殿が日精に親近感を懐くあまり、歴代法主では考えられないほど突出して日精を擁護しているとも喧伝されている。

これについては、むしろ貴殿が日精をかばわざるを得ない理由があるとしか考えられない。

その一つは、日精の法主時代の謗法を認めれば、貴殿が言う法主絶対化が崩れるからであると思われるが、どうか。

貴殿は、“貴殿が日精に親近感を懐くあまり、歴代法主では考えられないほど突出して日精を擁護しているとも喧伝されている。これについては、むしろ貴殿が日精をかばわざるを得ない理由があるとしか考えられない。”と言うが、盲滅法の邪推もいよいよ加減にせよ。日寛上人は日精上人によって出家を志し、大石寺の寂日坊と久成坊に、御自分の書写ではなく、日精上人の御本尊を造立安置されている。これ以上の尊信・渴仰恋慕があろうか。また、日量上人は、『続家中抄』において、

師天性聡敏にして学を好み頗る大量有り、（中略）諸堂塔を修理造営し絶を継き廩を興す勲功莫大なり、頗る中興の祖と謂ふべき者か。（富要五 二六七頁）

と仰せである。これは最大級の讃辞である。さらに御先師日達上人も、

日精上人より日寛上人まで九代約八十余年は本宗の教学振興、堂宇構築等宗勢隆盛の頂上であった。（日達上人全集第一輯五 三四一頁）

と江戸時代における宗門隆昌が日精上人に始まると讃歎の御指南を遊ばされている。このように御当代日顕上人以外の御法主上人の御指南にも、厳然と日精上人の御事蹟を顕彰遊ばすお言葉が存するのではないか。従って貴殿らの主張は、全く信用できないことが明らかである。

日顕上人が御歴代上人の中で、特に日精上人の正義顕揚の御指南を遊ばされるのは、貴殿らごとき新参の異流義である創価学会の者共が、御登座以後五十年の長きに亘り、御当職として、また御隠尊として、宗開両祖の血脈を護持され、さらに門下の教化育成、布教興学のための著述、諸堂宇の建立整備等、疲弊していた宗門の復興に多大な業績を残された日精上人の御事を罵詈譏しているからにほかならない。これは、日興上人の五老僧破折、日寛上人の広蔵日辰破折、日応上人の驥尾（きび）日守破折等に代表される、時々における御法主上人の謗法破折と同意であり、時局文書も、まさに日顕上人の創価学会破折の御意を受けたものである。しかしまた、それは同時に日精上人の正義顕揚と表裏一体の意義をなすものである。

さらに貴殿は、“日精の法主時代の謗法を認めれば、貴殿が言う法主絶対化が崩れる。”と言っているが、何度も言うように日精上人に謗法はない。また日顕上人が、いつ“法主絶対”などと言われたのか。あるなら出してみよ。そのような発言は金輪際存在しない。存在しないものである以上、“崩れる”こともない。よって、貴殿らの疑難は論理上完全に破綻していると言っておく。